

第16回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第16回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

- 1 開催日時
平成30年12月26日（水） 午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
豊橋市役所東館12階 東128会議室
- 3 出席した委員
会長 佐野真一郎委員、伊藤博文委員、掛布喜代子委員、五箇野進委員
- 4 説明及び庶務を行うため出席した職員
行政課長 前田出、行政課主幹 鈴木一弘、行政課課長補佐 野中知加子、行政課専任主査 石田哲久、行政課情報公開グループ 中野友裕、同 山田達郎
- 5 会議に付した事項
豊橋市情報公開条例及び豊橋市個人情報保護条例の一部改正について
 - ・事務局概要説明
 - ・審議
- 6 議事概要
別紙のとおり

別紙 議事概要

- 1 委員の交代について
天野明彦委員から五箇野進委員へ交代
- 2 運営審議会運営事項等について
会議録の公開について
公開とする。
- 3 諮問第20号について
豊橋市情報公開条例及び豊橋市個人情報保護条例の一部改正について

(1) 事務局概要説明

平成31年3月議会上程予定の豊橋市情報公開条例及び豊橋市個人情報保護条例の一部改正に係る以下の項目について概要説明を行った。

- ア 個人情報の定義の明確化等
 - (ア) 個人情報の定義の明確化
 - (イ) 他の情報との照合
 - (ウ) 死者に関する情報
- イ 要配慮個人情報の取扱い
 - (ア) 要配慮個人情報の定義
 - (イ) 個人情報ファイル簿等への記載
 - (ウ) 要配慮個人情報の収集制限
- ウ 非識別加工情報の仕組みの導入
- エ 罰則について
- オ オンライン結合制限
- カ 情報公開条例の見直し
 - (ア) 非開示情報の追加
 - (イ) 個人情報の定義の明確化

(2) 質疑応答

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 委員 | 死者の個人情報について、死後何年間保存するという考え方はあるか。 |
| 事務局 | 条例上はないが、文書の保存年限を過ぎれば文書は廃棄される。 |
| 委員 | 要配慮個人情報とセンシティブ情報との関係性は全国一律のイメージがあるのか。 |

事務局	一律のイメージはない。どちらが広いあるいは狭いかは自治体の理解によって異なっているようである。
委員	Q&Aなど要配慮個人情報やセンシティブ情報に何が当たるかを明確にしておいてほしい。
事務局	具体的に全ての情報を列記するのは困難であるが、情報公開の手引等で判断基準を示していきたい。

(3) 審議及び意見

条例改正に係る部分について特に異議はない。

ただし、以下の点に留意されたい。

- ・要配慮個人情報やセンシティブ情報の取扱いについての市民への周知方法について検討されたい。例えば、漫画で紹介するなどの工夫が求められる。
- ・非識別加工情報については、条例改正の際に改めて審議会に諮ること。
- ・(今回の諮問とは直接関係しないが) いわゆる全てを黒塗りにするような情報公開の仕方は望ましくない。実務上困難な部分は多いかと思うが、情報公開にはできるだけオープンであってほしい。